

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 - 1 - 4 工事内訳明細書<b>及び工事費構成書</b></p> <p>1 - 1 - 13 施工体制台帳</p> <p>1 - 1 - 24 <b>品質証明</b></p> <p>追加</p> <p style="text-align: center;">共 通</p> <p>1 - 1 - 2 用語の定義</p> <p>16. 協議とは、<b>書面により契約図書</b>の協議事項について、発注者または<b>監督員と請負者</b>が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>19. <b>通知（報告含む）</b>とは、発注者または<b>監督員と請負者</b>または現場代理人の間で、<b>監督員が請負者</b>に対し、または<b>請負者が監督員</b>に対し、工事の施工に関する事項について、<b>書面</b>をもって知らせることをいう。</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 - 1 - 4 工事内訳明細書</p> <p>1 - 1 - 13 施工体制台帳<b>及び施工体系図</b></p> <p>1 - 1 - 24 （欠番）</p> <p><b>1 - 1 - 30 履行確認</b></p> <p style="color: red;">内容を追加したため、以下番号の変更</p> <p style="text-align: center;">共 通</p> <p>1 - 1 - 2 用語の定義</p> <p>16. 協議とは、<b>契約図書</b>の協議事項について、発注者または<b>監督員と請負者</b>が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>19. <b>通知</b>とは、発注者または<b>監督員と請負者</b>または現場代理人の間で、<b>監督員が請負者</b>に対し、または<b>請負者が監督員</b>に対し、工事の施工に関する事項について、<b>書面</b>をもって知らせることをいう。</p>

改正前	改正後
<p>追加</p> <p>40. <b>工事</b>完成とは、請負者が契約図書に記載された工事を工期内に完成させ、佐世保市財務規則に基づき完成届を提出した日をいう。</p> <p>1 - 1 - 3 <b>設計図書の照査等</b></p> <p>2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書約款第 18 条第 1 項に係る<b>設計図書</b>の照査を行い、該当する事実がある場合は、<b>監督員</b>にその事実が<b>確認</b>できる資料を提出し、<del>確認を求め</del>なければならない。</p> <p>3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、<b>契約図書</b>、及びその他の図書を<b>監督員の承諾なくして</b>第三者に使用させ、または伝達してはならない。</p> <p>1 - 1 - 4 <b>工事内訳明細書及び工事費構成書</b></p> <p>3. <del>請負者は、請負代金額が1億円以上で、6ヵ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に発注者に対し、当該工事の工事費構成書（以下「構成書」という。）の提示を求めることができる。また、発注者が提示する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁(3桁目または小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した一覧表とする。</del></p>	<p>20. 報告とは、発注者または<b>監督員</b>と<b>請負者</b>または現場代理人の間で、<b>監督員</b>が<b>請負者</b>に対し、または<b>請負者</b>が<b>監督員</b>に対し、工事の施工に関する事項について、知らせることをいう。</p> <p>内容を追加したため、以下番号の変更</p> <p>41. 完成とは、請負者が契約図書に記載された工事を工期内に完成させ、佐世保市財務規則に基づき完成届を提出した日をいう。</p> <p>1 - 1 - 3 <b>設計図書の照査等</b></p> <p>2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書約款第 18 条第 1 項に係る<b>設計図書</b>の照査を行い、該当する事実がある場合は、<b>監督員</b>にその事実が<b>確認</b>できる資料を<b>提示</b>し、<b>監督員から請求があった場合には、直ちに提出</b>しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、<b>契約図書</b>、及びその他の図書を第三者に使用させ、または伝達してはならない。</p> <p>1 - 1 - 4 <b>工事内訳明細書</b></p> <p>3. 削除</p>

改正前	改正後
<p>4. 発注者は、<del>請負者</del>から構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に提出しなければならない。</p> <p>5. <del>請負者は、構成書の内容に関し監督員の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。なお、構成書は、発注者及び請負者を拘束するものではない。</del></p> <p>1 - 1 - 6 施工計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 工事概要</li> <li>( 2 ) 計画工程表</li> <li>( 3 ) 現場組織表及び施工体系図</li> <li><del>( 4 ) 指定機械</del></li> <li><del>( 5 ) 主要船舶・機械</del></li> <li>( 6 ) 主要資材（佐世保市様式に限る。）</li> <li>( 7 ) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む）</li> <li>( 8 ) 施工管理計画（工程管理、品質管理、写真管理、出来形管理及び段階確認書等を含む。）</li> <li><del>( 9 ) 安全管理</del></li> <li>( 10 ) 緊急時の体制及び対応</li> <li>( 11 ) 交通管理</li> <li>( 12 ) 環境対策</li> <li>( 13 ) 現場作業環境の整備</li> <li>( 14 ) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</li> <li>( 15 ) その他</li> </ul>	<p>4. 削除</p> <p>5. 削除</p> <p>1 - 1 - 6 施工計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 工事概要</li> <li>( 2 ) 計画工程表</li> <li>( 3 ) 現場組織表</li> <li>( 4 ) 安全管理</li> <li>( 5 ) 指定機械</li> <li>( 6 ) 主要資材（佐世保市様式に限る。）</li> <li>( 7 ) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む）</li> <li>( 8 ) 施工管理計画（工程管理、品質管理、写真管理、出来形管理及び段階確認書、<b>施工管理担当者氏名</b>等を含む。）</li> <li>( 9 ) 緊急時の体制及び対応</li> <li>( 10 ) 交通管理</li> <li>( 11 ) 環境対策</li> <li>( 12 ) 現場作業環境の整備</li> <li>( 13 ) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</li> <li>( 14 ) その他</li> </ul>

改正前	改正後
<p><b>1 - 1 - 7 工事カルテ作成、登録</b></p> <p><b>請負者</b>は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し<b>監督員の確認</b>を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。<del>(ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。しかし、工事請負代金額 2,500 万円を超えて変更する場合は、変更時登録を行うものとする。)</del></p> <p>また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が<b>請負者</b>に届いた際には、その写しを直ちに発注者に<b>提出</b>しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の<b>提出</b>を省略できるものとする。</p> <p><b>1 - 1 - 13 施工体制台帳</b></p> <p>1. <b>請負者</b>は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額 (当該下請負契約が 2 以上ある場合は、それらの請負代金の総額) が 3,000 万円以上 (建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500 万円以上) になる場合、<b>国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号、国空建第 68 号)に従って記載した</b>施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>1 - 1 - 7 工事カルテ作成、登録</b></p> <p><b>請負者</b>は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し<b>監督員の確認</b>を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、<b>土曜日、日曜日、祝日等を除き</b> 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が<b>請負者</b>に届いた際には、その写しを直ちに発注者に<b>提示</b>しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の<b>提示</b>を省略できるものとする。</p> <p><b>1 - 1 - 13 施工体制台帳及び施工体系図</b></p> <p>1. <b>請負者</b>は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額 (当該下請負契約が 2 以上ある場合は、それらの請負代金の総額) が 3,000 万円以上 (建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500 万円以上) になる場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>なお、下請負契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付したものでなければならない。</p> <p>2. 第1項の請負者は、国土交通省令及び「<b>施工体制台帳に係る書類の提出について</b>」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p>3. 第1項の請負者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者(監理技術者または主任技術者)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</p> <p>4. 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつどすみやかに<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>また、<b>請負者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督員に提出しなければならない。</b></p> <p>なお、下請負契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付したものでなければならない。</p> <p><b>ただし、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。</b></p> <p>2. <b>請負者は、請負代金が500万円以上の場合には、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督員に提出しなければならない。また、第1項の請負者は、施工体系図「揭示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</b></p> <p>3. <b>第1項及び第2項の請負者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者(監理技術者または主任技術者)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</b></p> <p>4. 第1項<b>及び第2項において、提出または揭示するとされた請負者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、そのつどすみやかに監督員に提出並びに揭示物の変更を</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>1 - 1 - 15 調査・試験に対する協力</b></p> <p>1. 請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、<b>監督員の指示によりこれに</b>協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に<b>請負者に通知</b>するものとする。</p> <p><b>1 - 1 - 16 工事の一時中止</b></p> <p>3. 前1項及び2項の場合において、<b>請負者は</b>工事全体の施工を一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に<b>提出し、承諾を得るものとする</b>。また、<b>請負者は</b>工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 19 支給材料及び貸与品</b></p> <p>3. <b>請負者は、</b><del>工事完成時(完成前に工事工程上)</del>支給材料の精算が可能な場合は、<del>その時点。</del>に、支給品精算書を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p>4. <b>請負者は、</b>契約書約款第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した支給・貸与物品受領書を<b>その使用予定日の14日前までに監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>1 - 1 - 15 調査・試験に対する協力</b></p> <p>1. 請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に<b>請負者に報告</b>するものとする。</p> <p><b>1 - 1 - 16 工事の一時中止</b></p> <p>3. 前1項及び2項の場合において、<b>請負者は</b>工事全体の施工を一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に<b>提出するものとする</b>。また、<b>請負者は</b>工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 19 支給材料及び貸与品</b></p> <p>3. <b>請負者は、</b>支給材料の精算が可能<b>となった時点で、</b>支給品精算書を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p>4. <b>請負者は、</b>契約書約款第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した支給・貸与物品受領書を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 2 0 工事現場発生品</p> <p>2 . 請負者は、第 1 項以外のものが発生した場合、<b>監督員に通知</b>し、<b>監督員</b>が引き渡しを<b>指示</b>したものについては、現場発生品調書を作成し、<b>監督員の指示</b>する場所で<b>監督員</b>に引き渡さなければならない。</p> <p>1 - 1 - 2 1 建設副産物</p> <p>3 . 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、<b>産業廃棄物管理票（マニフェスト）</b>又は<b>電子マニフェスト</b>により、適正に処理されていることを<b>確認</b>するとともに、整備、保管（電子マニフェストは情報処理センターが保管）し、<b>監督員</b>から請求があった場合はこれを<b>提示</b>しなければならない。なお、<b>請負者</b>は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E 票（写し）又は電子マニフェスト情報のいずれか（以下「マニフェスト情報」という。）を<b>完成時に監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p>5 . 請負者は、<b>再生資源利用計画書</b>及び<b>再生資源利用促進計画書</b>を作成した場合、または<b>再生資源利用計画書</b>及び<b>再生利用促進計画書</b>を作成しない場合であっても、最終請負金額が<b>5 0 0 万円</b>以上の工事については、工事完了後速やかに<b>再生資源利用実施書</b>及び<b>再生資源利用促進実施書</b>を紙データと伴に電子データ（建設リサイクルデータ統合システム（通称 CREDAS）Ver.<b>2005.9.2</b>以上（平成 <b>17</b>年度版以降）に限る。）により<b>監督員に提出</b>しなければならない。<del>なお、設計図書に記載された事項が、優先されるものとする。</del></p>	<p>1 - 1 - 2 0 工事現場発生品</p> <p>2 . 請負者は、第 1 項以外のものが発生した場合、<b>監督員に報告</b>し、<b>監督員</b>が引き渡しを<b>指示</b>したものについては、現場発生品調書を作成し、<b>監督員の指示</b>する場所で<b>監督員</b>に引き渡さなければならない。</p> <p>1 - 1 - 2 1 建設副産物</p> <p>3 . 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、<b>産業廃棄物管理票（マニフェスト）</b>又は<b>電子マニフェスト</b>により、適正に処理されていることを<b>確認</b>するとともに、整備、保管（電子マニフェストは情報処理センターが保管）し、<b>監督員</b>から請求があった場合はこれを<b>提示</b>しなければならない。なお、<b>請負者</b>は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E 票（写し）又は電子マニフェスト情報のいずれか（以下「マニフェスト情報」という。）を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p>5 . 請負者は、<b>再生資源利用計画書</b>及び<b>再生資源利用促進計画書</b>を作成した場合、または<b>再生資源利用計画書</b>及び<b>再生利用促進計画書</b>を作成しない場合であっても、最終請負金額が<b>5 0 0 万円</b>以上の工事については、工事完了後速やかに<b>再生資源利用実施書</b>及び<b>再生資源利用促進実施書</b>を紙データと伴に電子データ（建設リサイクルデータ統合システム（通称 CREDAS）Ver.<b>2009.1.21</b>以上（平成 <b>20</b>年度版以降）に限る。）により<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>10. 請負者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-6 <b>施工計画書</b>第1項の<b>施工計画書</b>の記載内容に加えて<b>設計図書</b>に基づき以下の事項を<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p> <p>11. 請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入土量が<b>確認</b>できる資料（伝票等）を整備・保管し、<b>監督員</b>から請求があった場合には直ちに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>追加</p> <p>1-1-22 <b>監督員による検査（確認を含む）及び立会等</b> 5.</p> <p>(1) 請負者は、表1-1 <b>段階確認</b>一覧表に示す確認時期において、<b>段階確認</b>を受けなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、<b>事前に段階確認</b>に係わる予定（種別、細別、確認時期等）について事前に<b>監督員の確認を受け、段階確認書を作成</b>しなければならない。</p>	<p>10. 請負者は、<b>請負代金が500万円以上の工事の場合には</b>、建設発生土処理にあたり第1編1-1-6 <b>施工計画書</b>第1項の<b>施工計画書</b>の記載内容に加えて、<b>設計図書</b>に基づき以下の事項を、<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p> <p>11. 請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入土量が<b>確認</b>できる資料（伝票等）を整備・保管し、<b>監督員</b>から請求があった場合には、直ちに<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>13. 請負者は、木くず（産業廃棄物以外）の処分地への搬入数量が確認できる資料を整備・保管し、監督員から請求があった場合には、直ちに提出</b>しなければならない。</p> <p>1-1-22 <b>監督員による検査（確認を含む）及び立会等</b> 5.</p> <p>(1) 請負者は、表1-1 <b>段階確認</b>一覧表に示す確認時期<b>及び設計図書に示す確認時期</b>において、<b>段階確認</b>を受けなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、<b>段階確認</b>に係わる予定（種別、細別、確認時期等）について事前に<b>監督員に報告</b>しなければならない。</p>



長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
<p>追加</p> <p>(3) 請負者は段階確認に臨場するものとし、実施状況の写真及び監督員が押印した書面を保管して検査時に提出しなければならない。</p>	<p>(3) 監督員は、請負者から段階確認にかかる予定の報告を受けた場合、確認日時、確認者氏名、確認方法を、速やかに請負者に報告するものとする。</p> <p>内容を削除したため、以下番号の変更</p> <p>(4) 請負者は確認項目に関する管理資料（出来形、品質管理資料等）を「段階確認書」とともに準備して、段階確認に臨場するものとし、監督員が押印した「段階確認書」並びに確認結果を記載した書面を保管して完成時に提出しなければならない。</p>

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前

表 1 - 1 段階確認一覧表 2 / 4

種 別	細 別	確認時期
砂防ダム		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 R C躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)
トンネル覆工		施工時(構造の変化時)
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前
		溶接完了時
現場塗装工	塗装前	
	塗装完了時	
ダム工	各工事で別途定める	

改正後

表 1 - 1 段階確認一覧表 2 / 4

種 別	細 別	確認時期
砂防ダム		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 R C躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)
トンネル覆工		コンクリート打設前
		コンクリート打設後
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前
		溶接完了時
現場塗装工	塗装前	
	塗装完了時	
ダム工	各工事ごと別途定める	

改正前	改正後
<p><b>1 - 1 - 2 4 品質証明</b>  <b>請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。</b>  <del>(1) 品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成、出来形、中間検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。</del>  <del>(2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、検査担当者が検査時(完成・出来形・中間検査)に立会を求めた場合、品質証明員は検査に立会わなければならない。</del>  <del>(3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。</del>  <del>(4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。</del>  <del>(5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。</del></p> <p><b>1 - 1 - 2 5 完成検査</b>  <b>3. 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。</b></p>	<p><b>1 - 1 - 2 4 品質証明 (欠番)</b></p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 削除</p> <p>(5) 削除</p> <p><b>1 - 1 - 2 5 完成検査</b>  <b>3. 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を報告するものとする。</b></p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 2 6 出来形検査等</p> <p>6 . 発注者は、出来形検査に先立って、<b>監督員</b>を通じて<b>請負者</b>に対して検査日を<b>通知</b>するものとする。</p> <p>1 - 1 - 2 7 中間検査</p> <p>4 . 中間検査の時期選定は、<b>監督員</b>が行うものとし、発注者は<b>請負者</b>に対して中間検査を実施する旨及び検査日を<b>監督員</b>を通じて事前に<b>通知</b>するものとする。</p> <p>1 - 1 - 2 9 施工管理</p> <p>3 . <b>請負者</b>は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を<b>直ちに</b>作成、保管し、完成<b>検査</b>時に<b>提出</b>しなければならない。ただし、それ以外で<b>監督員</b>からの請求があった場合は直ちに<b>提示</b>しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」に定められていない工種については、<b>監督員</b>と<b>協議</b>の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>追加</p>	<p>1 - 1 - 2 6 出来形検査等</p> <p>6 . 発注者は、出来形検査に先立って、<b>監督員</b>を通じて<b>請負者</b>に対して検査日を<b>報告</b>するものとする。</p> <p>1 - 1 - 2 7 中間検査</p> <p>4 . 中間検査の時期選定は、<b>監督員</b>が行うものとし、発注者は<b>請負者</b>に対して中間検査を実施する旨及び検査日を<b>監督員</b>を通じて事前に<b>報告</b>するものとする。</p> <p>1 - 1 - 2 9 施工管理</p> <p>3 . <b>請負者</b>は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「<b>長崎県建設工事施工管理基準</b>」のうち<b>品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料</b>を、完成検査時に<b>提出</b>しなければならない。ただし、それ以外で<b>監督員</b>からの請求があった場合は直ちに<b>提示</b>しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」に定められていない工種については、<b>監督員</b>と<b>協議</b>の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>1 - 1 - 3 0 履行確認</p> <p><b>請負者</b>は、契約書第 3 7 条の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第 1 1 条の規程に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に認定請求書・工事履行報告書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>内容を追加したため、以下番号の変更</p>

改正前	改正後
<p><b>1 - 1 - <del>3-1</del> 工事中の安全管理</b></p> <p>4. <b>請負者</b>は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>6. <b>請負者</b>は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに<b>監督員へ通知</b>し、その対応方法等に関して<b>協議</b>しなければならない。また、損傷が<b>請負者</b>の過失によるものと認められる場合、<b>請負者</b>自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>9. <b>請負者</b>は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し<b>監督員に通知</b>しなければならない。</p> <p>10. <b>請負者</b>は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、<b>監督員に通知</b>し、その処置については占有者全体の<b>立会</b>を求め、管理者を明確にしなければならない。</p>	<p><b>1 - 1 - 3 2 工事中の安全管理</b></p> <p>4. <b>請負者</b>は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>なお、<b>請負者は、安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選定し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にするとともに作業主任者一覧表を施工計画書に記載しなければならない。</b></p> <p>6. <b>請負者</b>は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに<b>監督員へ通知 ( 1 - 1 - 3 5 事故報告書 )</b>し、その対応方法等に関して<b>協議</b>しなければならない。また、損傷が<b>請負者</b>の過失によるものと認められる場合、<b>請負者</b>自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>9. <b>請負者</b>は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し<b>監督員に報告</b>しなければならない。</p> <p>10. <b>請負者</b>は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、<b>監督員に報告</b>し、その処置については占有者全体の<b>立会</b>を求め、管理者を明確にしなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>11. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに<b>監督員に通知</b>するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。</p>	<p>11. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに<b>監督員に通知</b>（1-1-35 事故報告書）するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。</p>
<p>12. 請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに<b>監督員及び関係官公庁へ通知</b>し、その<b>指示</b>を受けるものとする。</p>	<p>12. 請負者は、工事中に<b>想定外</b>の物件を発見または拾得した場合、直ちに<b>監督員及び関係官公庁へ報告</b>し、その<b>指示</b>を受けるものとする。</p>
<p>18. 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、<b>施工計画書</b>に記載して、<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>18. 請負者は、<b>請負代金が500万円以上の工事の場合には</b>、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、<b>施工計画書</b>に記載して、<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>
<p>19. 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>するとともに、<del>検査時に提出</del>しなければならない。</p>	<p>19. 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>28. 請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と<b>協議</b>のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>28. 請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう<b>請負代金が500万円以上の工事の場合には</b>、事前に関係機関と<b>協議</b>のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、<b>施工計画書</b>に記載して、<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>29. <b>請負者</b>は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、<b>監督員</b>、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>31. <b>請負者</b>は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を<b>監督員</b>に提出しなければならない。この場合において、<b>請負者</b>は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に<b>指示</b>する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	<p>29. <b>請負者</b>は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、<b>監督員</b>、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、<b>道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）</b>、<b>道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）</b>及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>31. <b>請負者</b>は、<b>請負代金が 500 万円以上の工事の場合には</b>、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を<b>施工計画書に記載して、監督員に提出</b>しなければならない。この場合において、<b>請負者</b>は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に<b>指示</b>する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>1 - 1 - <del>3-2</del> 爆発及び火災の防止</b></p> <p>1 .</p> <p>( 1 ) <b>請負者</b>は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の<b>写し</b>を<b>監督員</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>( 2 ) <b>請負者</b>は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち<b>監督員</b>に使用計画書を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 .</p> <p>( 1 ) <b>請負者</b>は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を<b>監督員</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - <del>3-5</del> 環境対策</b></p> <p>3 . <b>監督員</b>は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、<b>請負者</b>に対して、<b>請負者</b>が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の<b>提示</b>を求めることができる。この場合において、<b>請負者</b>は必要な資料を<b>提示</b>しなければならない。</p>	<p><b>1 - 1 - 3 3 爆発及び火災の防止</b></p> <p>1 .</p> <p>( 1 ) <b>請負者</b>は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、<b>監督員の請求があった場合は</b>、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を<b>監督員</b>に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>( 2 ) <b>請負者</b>は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち<b>監督員</b>に使用計画書を<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>2 .</p> <p>( 1 ) <b>請負者</b>は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を<b>監督員</b>に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 3 6 環境対策</b></p> <p>3 . <b>監督員</b>は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、<b>請負者</b>に対して、<b>請負者</b>が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の<b>提出</b>を求めることができる。この場合において、<b>請負者</b>は必要な資料を<b>提出</b>しなければならない。</p>



改正前	改正後
<p>6. <b>請負者</b>は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「<b>排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号)</b>」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、<b>監督員と協議</b>しなければならない。<del>排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。</del></p> <p>7. <b>請負者</b>は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械を<b>設計図書</b>で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(建設省告知、平成9年7月31日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種<del>の調達</del>が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって<b>協議することができるものとする。</b></p>	<p>6. <b>請負者</b>は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「<b>排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号)</b>」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、<b>監督員と協議し、承諾を得</b>なければならない</p> <p>7. <b>請負者</b>は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械を<b>設計図書</b>で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(建設省告知、平成9年7月31日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種<del>の調達</del>が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって<b>監督員と協議し、承諾を得</b>なければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>1 - 1 - <del>3-6</del> 文化財の保護</b></p> <p>1. <b>請負者</b>は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、<b>監督員に通知</b>し、その<b>指示</b>に従わなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - <del>3-8</del> 諸法令の遵守</b></p> <p>3. <b>請負者</b>は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不相当であつたり矛盾していることが判明した場合には直ちに<b>監督員に通知</b>し、その<b>確認</b>を請求しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - <del>3-9</del> 官公庁等への手続等</b></p> <p>4. <b>請負者</b>は、手続きに許可<b>承諾</b>条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、<b>請負者</b>は、許可承諾内容が<b>設計図書</b>に定める事項と異なる場合、<b>監督員と協議</b>しなければならない。</p> <p>7. <b>請負者</b>は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。<b>請負者</b>は、<b>交渉に先立ち、監督員に通知の上</b>、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8. <b>請負者</b>は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で<b>確認</b>する等明確にしておくとともに、状況を随時<b>監督員に通知</b>し、<b>指示</b>があればそれに従うものとする。</p>	<p><b>1 - 1 - 37 文化財の保護</b></p> <p>1. <b>請負者</b>は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、<b>監督員に速やかに報告</b>し、その<b>指示</b>に従わなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 39 諸法令の遵守</b></p> <p>3. <b>請負者</b>は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不相当であつたり矛盾していることが判明した場合には直ちに<b>監督員に報告</b>し、その<b>確認</b>を請求しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 40 官公庁等への手続等</b></p> <p>4. <b>請負者</b>は、手続きに許可<b>承諾</b>条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、<b>請負者</b>は、許可承諾内容が<b>設計図書</b>に定める事項と異なる場合、<b>監督員に速やかに報告し、指示を受け</b>なければならない。</p> <p>7. <b>請負者</b>は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。<b>請負者</b>は、<b>事前に交渉内容を監督員に報告するとともに</b>、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8. <b>請負者</b>は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で<b>確認</b>する等明確にしておくとともに、状況を随時<b>監督員に報告</b>し、<b>指示</b>があればそれに従うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - <del>40</del> 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付して監督員に提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - <del>41</del> 工事測量</p> <p>1. 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮B.M.)<del>工事用多角点の設置</del>及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員と協議しなければならない。なお、測量標(仮B.M.)<del>及び多角点を設置するための基準となる</del>点の選定は、監督員と協議しなければならない。また請負者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、工事施工に必要な仮水準点<del>、</del>多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。</p>	<p>1 - 1 - 41 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付して監督員に報告しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 42 工事測量</p> <p>1. 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、既設測量標及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員と協議しなければならない。なお、工事測量の基準とする点の選定は、監督員の承諾を得なければならない。また、請負者は、測量結果と設計図書に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに請負者が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、工事施工に必要な仮水準点や多角点、並びに基線、法線、境界線の引照点等を設置し、既設測量標とともに、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。なお、既設測量標や仮水準点、並びに多角点に変動や損傷が生じた場合、監督員に報告し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、これらを復元しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>3. 請負者は、用地幅杭、測量標(仮B.M)工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4-2 提出書類 追加</p> <p>1 - 1 - 4-4 特許権等</p> <p>1. 契約書約款の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。請負者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4-5 保険の付保及び事故の補償</p> <p>6. 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に報告し、指示を受けなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4 3 提出書類</p> <p>3. 請負者は、監督員から請求があった場合は、工事打合せ簿一覧表を、完成時に提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4 5 特許権等</p> <p>1. 契約書約款の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。請負者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督員に報告しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4 6 保険の付保及び事故の補償</p> <p>6. 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事の着手前(工期始期日から30日以内)に、発注者に提出しなければならない。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - <del>47</del> 海上起重作業船団の船団長  <b>請負者</b>は、海上起重作業船団による作業を行う場合は、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」により船団長を配置し、船団長に配置する者の氏名を<b>施工計画書</b>に記載するものとする。</p> <p>1 - 1 - <del>48</del> 潜水作業従事者  <b>請負者</b>は、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水作業従事者を配置し、潜水作業に従事する潜水土の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を<b>施工計画書</b>に記載するものとする。</p> <p>1 - 1 - <del>49</del> 現場技術者等の腕章着用                      追加</p> <p>1 - 1 - <del>51</del> 再生資材の利用                      1. <b>請負者</b>は、加熱アスファルト混合物、粒度調整砕石、クラッシャーランを工事に用いる場合、<b>設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、再生資材を使用するものとする。</b>                      なお、使用に際し、プラント再生舗装技術指針及び建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）を遵守するものとする。</p>	<p>1 - 1 - <b>48</b> 海上起重作業船団の船団長  <b>請負者</b>は、<b>請負代金が500万円以上の工事で</b>、海上起重作業船団による作業を行う場合は、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」により船団長を配置し、船団長に配置する者の氏名を<b>施工計画書</b>に記載するものとする。</p> <p>1 - 1 - <b>49</b> 潜水作業従事者  <b>請負者</b>は、<b>請負代金が500万円以上の工事で</b>、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水作業従事者を配置し、潜水作業に従事する潜水土の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を<b>施工計画書</b>に記載するものとする。</p> <p>1 - 1 - <b>50</b> 現場技術者等の腕章着用                      2. <b>請負代金が500万円以上の工事の場合には、請負者が配置する監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料（技術者証や免許証等）を携行しなければならない。</b></p> <p>1 - 1 - <b>52</b> 再生資材の利用                      1. <b>請負者</b>は、加熱アスファルト混合物、粒度調整砕石、クラッシャーランを工事に用いる場合、<b>設計図書に明示がない場合には、原則として再生資材を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</b>                      なお、使用に際し、プラント再生舗装技術指針及び建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）を遵守するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - <del>5-3</del> ダンプトラック等による過積載等の防止 追加</p> <p><b>第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）</b></p> <p>1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、<b>検査時に提出</b>しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、表2 - 1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を<b>確認</b>した資料を事前に<b>監督員へ提出し、確認を受け</b>なければならない。</p>	<p>1 - 1 - <b>5 4</b> ダンプトラック等による過積載等の防止</p> <p><b>7. 運送契約による場合は、事業用車両（緑ナンバー）を使用すること。</b></p> <p><b>8. 長崎県内ナンバー車両の優先使用に努めること。</b></p> <p><b>内容を追加したため、以下番号の変更</b></p> <p><b>第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）</b></p> <p>1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、直ちに<b>提示</b>するとともに、<b>完成時に提出</b>しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、表2 - 1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を<b>確認</b>した資料<b>について、事前に監督員の確認を受け、提出</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後																																																																																				
<p>表3 - 12 塗布作業時の気温・湿度の制限</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">塗 装 の 種 類</th> <th style="width:20%;">気 温 ( °C )</th> <th style="width:50%;">湿 度 ( RH% )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント</td> <td>0以下</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下, 30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗 装 の 種 類	気 温 ( °C )	湿 度 ( RH% )	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以上	有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	<p>表3 - 12 塗布作業時の気温・湿度の制限</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">塗 装 の 種 類</th> <th style="width:20%;">気 温 ( °C )</th> <th style="width:50%;">湿 度 ( RH% )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下, 30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗 装 の 種 類	気 温 ( °C )	湿 度 ( RH% )	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下	有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上
塗 装 の 種 類	気 温 ( °C )	湿 度 ( RH% )																																																																																			
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																			
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以上																																																																																			
有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上																																																																																			
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																			
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																			
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																			
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																			
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																			
ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																			
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	0以下	85以上																																																																																			
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																			
塗 装 の 種 類	気 温 ( °C )	湿 度 ( RH% )																																																																																			
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																			
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下																																																																																			
有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上																																																																																			
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																			
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																			
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																			
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																			
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																			
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																			
ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																			
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	0以下	85以上																																																																																			
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																			

改正前	改正後
<p><b>5 - 3 - 2 工場の選定</b></p> <p>1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2. 請負者は、JIS マーク表示認証工場で製造され JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JIS マーク表示認証工場で、かつ<b>長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証</b>を取得した工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、<b>監査合格証の写し</b>を<b>監督員</b>に<b>提出</b>することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p><b>5 - 3 - 2 工場の選定</b></p> <p>1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる<b>工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）</b>から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2. 請負者は、JIS マーク表示認証工場で製造され JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JIS マーク表示認証工場で、かつ<b>全国生コンクリート品質管理監査会議から 適マークを承認された工場</b>で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、<b>適マークを承認された工場であることを証明する資料</b>を<b>監督員</b>に<b>提示</b>することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>



改正前		改正後							
<p>4. 請負者は、JIS マーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJIS マーク表示認証工場であっても「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、<b>設計図書</b>及び第1編5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により<b>監督員の確認</b>を得なければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（概ね1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>		<p>4. 請負者は、JIS マーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJIS マーク表示認証工場であっても「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、<b>設計図書</b>及び第1編5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜの<b>規定によるものとし</b>、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により<b>監督員の確認</b>を得なければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（概ね1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>							
<p>表5 - 7 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法(港湾・漁港)</p>		<p>表5 - 7 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法(港湾・漁港)</p>							
区分	適用工種	設計基準強度(N/・)	生コン種類名	生コン呼び強度(N/・)	骨材最大寸法(mm)	スランブ(mm)	骨材水セメント比(%)	セメントの種類	備考
無筋構造物	異形ブロック(消波用、根固用)(35t未満) 普通方塊(本体用、根固用) 上部コンクリート(護岸、係船岸、防波堤) 水叩舗装コンクリート 張りブロック(船揚場) ケーソン蓋コンクリート 小型構造物( ) ( ) ... 直立消波用プレキャストブロック(孔部蓋)	18	標準品	18	40	8	65	高炉B	エプロン舗装、水叩舗装等に伴う舗装止め、側溝、集水溝等をいう。
	異形ブロック(消波用、根固用)(35t以上) 直立消波ブロック、斜構消波ブロック 直立消波用底版方塊(鉄筋有)	21	標準品	21	40	8	60	高炉B	
	エプロン 水中コンクリート	曲げ4.5 18	標準品	曲げ4.5 30	40 40	6.5 15	50	高炉B 高炉B	強度は曲げ強度とする。 最小セメント量370kg/・
	係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工	24	標準品	24	20	8	65	高炉B	
鉄筋構造物	棧橋上部工	24	標準品	24	20	8	55	高炉B	
	ケーソン・L型・セルラー塊	24	標準品	24	20	8	55	高炉B	
	ポンツーン	24	標準品	24	20	8	55	高炉B	
	係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工	24	標準品	24	20	8	65	高炉B	
無筋構造物	異形ブロック(消波用、根固用)(35t未満) 普通方塊(本体用、根固用) 上部コンクリート(護岸、係船岸、防波堤) 水叩舗装コンクリート 張りブロック(船揚場) ケーソン蓋コンクリート 小型構造物( ) ( ) ... 直立消波用プレキャストブロック(孔部蓋)	18	標準品	18	40	8	65	高炉B	エプロン舗装、水叩舗装等に伴う舗装止め、側溝、集水溝等をいう。
	異形ブロック(消波用、根固用)(35t以上) 直立消波ブロック、斜構消波ブロック 直立消波用底版方塊(鉄筋有)	21	標準品	21	40	8	60	高炉B	
	エプロン 水中コンクリート	曲げ4.5 18	標準品	曲げ4.5 30	40 40	6.5 15	50	高炉B 高炉B	強度は曲げ強度とする。 最小セメント量370kg/・
	係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工	24	標準品	24	20	8	65	高炉B	
鉄筋構造物	棧橋上部工	24	標準品	24	20	8	55	高炉B	
	ケーソン・L型・セルラー塊	30	標準品	30	20	12	50	高炉B	
	ポンツーン	24	標準品	24	20	8	55	高炉B	
	係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工	24	標準品	24	20	8	65	高炉B	